

令和 8 年度 大阪狭山市下水道事業経営審議会（第 1 回）



令和 8 年 7 月 1 4 日
水政策部

目次

1. 令和7年度大阪狭山市下水道事業会計決算及び
令和8年度大阪狭山市下水道事業の進捗状況について
2. その他
 - (1) 大阪狭山市雨天時浸入水対策計画について

1. 令和7年度大阪狭山市下水道事業会計決算及び 令和8年度大阪狭山市下水道事業の進捗状況について



(1) 老朽化対策

⇒ストックマネジメント計画



(2) 地震対策

⇒大阪狭山市下水道総合地震対策計画



(3) 浸水対策

⇒三津屋川（雨水）幹線改築工事計画



(4) 経営の健全化

⇒大阪狭山市下水道事業経営戦略

(1) 老朽化対策（ストックマネジメント計画） 1 / 3

[概要] 標準耐用年数（50年）を超えた管を単純に改築するわけではなく、

施設の重要度に応じて定めた頻度により、計画的に下水道管の点検・調査を実施。（50年経過した管きよの点検・調査は100%達成）

その調査結果をもとに、下水道管の健全度評価を行い、実施計画期間を5カ年として、対策が必要な下水道管の改築を実施中。

表1 下水道管の点検・調査頻度

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準
汚水管きよ、汚水マンホール、汚水マンホール蓋 (腐食性環境：重要な幹線)	点検：5年に1度 調査：10年に1度または、点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施
汚水管きよ、汚水マンホール、汚水マンホール蓋 (一般環境：重要な幹線)	点検：5年に1度 調査：20年に1度または、点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施
汚水管きよ、汚水マンホール、汚水マンホール蓋 (一般環境：その他の管路)	点検：20年に1度 調査：点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施
雨水管きよ、雨水マンホール、雨水マンホール蓋	点検：20年に1度 調査：点検で異常が発見された場合	緊急度ⅠもしくはⅡで改築を実施

下水道ストックマネジメント計画より抜粋

表2 健全度評価(緊急度判定)

緊急度	区分	対応の基準
Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合
Ⅱ	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満に延長できる
Ⅲ	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる
劣化なし	—	—

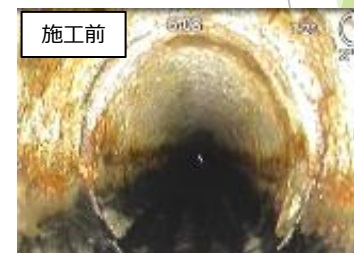
緊急度Ⅰ、Ⅱの判定箇所は、改築工事を実施
(実施計画期間5カ年ごと)



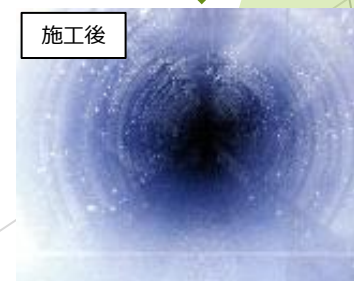
テレビカメラ搭載車
(下水道管内詳細調査)



下水道管内の状況



施工前



施工後

下水道管更生工事（施工前後）

(1) 老朽化対策（ストックマネジメント計画） 2/3

表3 下水道管の調査診断判定基準

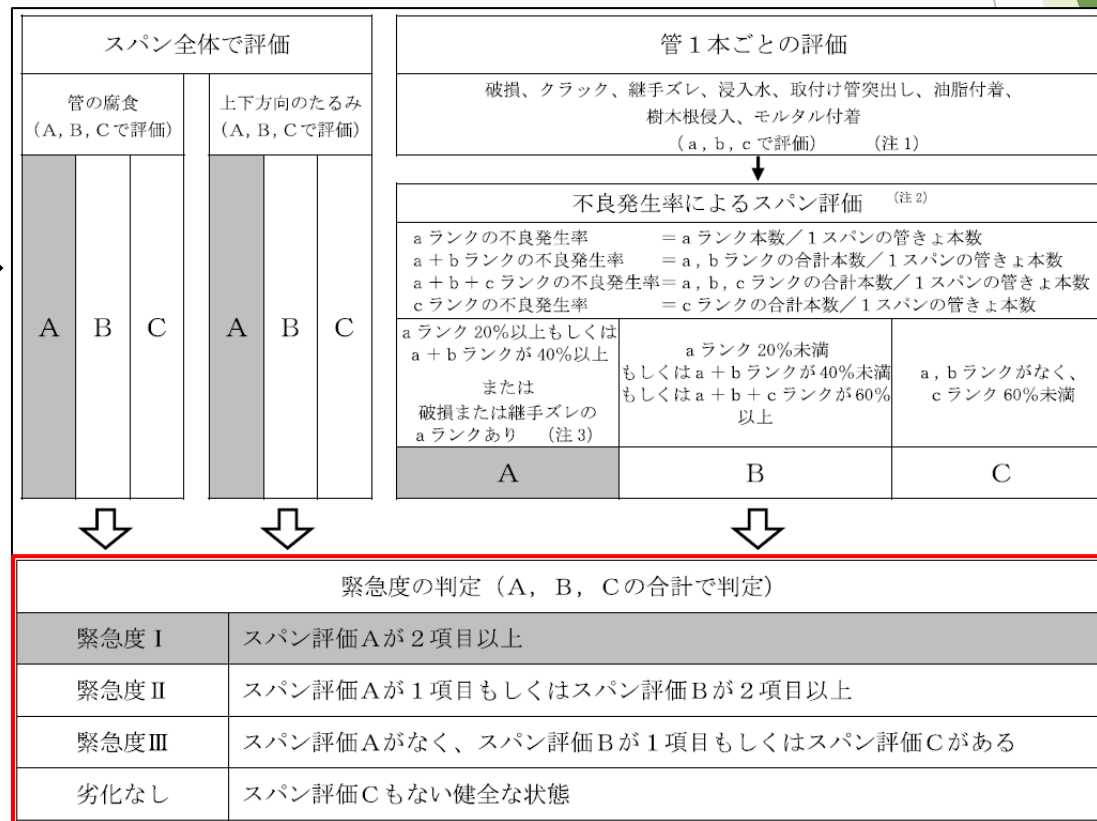
スパン全体で評価	ランク		A	B	C
	項 目				
	1) 管 の 腐 食		鉄筋露出状態	骨材露出状態	表面が荒れた状態
	2) 上下方向のたるみ	管きよ内径 (700 mm未満)	内径以上	内径の 1/2 以上	内径の 1/2 未満
		管きよ内径 (700 mm以上 1,650 mm未満)	内径の 1/2 以上	内径の 1/4 以上	内径の 1/4 未満
管きよ内径 (1,650 mm以上 3,000 mm以下)		内径の 1/4 以上	内径の 1/8 以上	内径の 1/8 未満	

管一本ごとに評価	ランク		a	b	c
	項 目				
	3) 管の破損	鉄 筋 コンクリート管等	欠 落	軸方向のクラックで 幅 2 mm以上	軸方向のクラックで 幅 2 mm未満
			軸方向のクラックで 幅 5 mm以上		
		陶 管	欠 落	軸方向のクラックが 管長の 1/2 未満	—
			軸方向のクラックが 管長の 1/2 以上		
	4) 管の クラック	鉄 筋 コンクリート管等	円周方向のクラックで 幅 5 mm以上	円周方向のクラックで 幅 2 mm以上	円周方向のクラックで 幅 2 mm未満
		陶 管	円周方向のクラックで その長さが円周の 2/3 以上	円周方向のクラックで その長さが円周の 2/3 未満	—
	5) 管 の 継 手 ズ レ		脱 却	鉄筋コンクリート管等: 70 mm以上 陶 管: 50 mm以上	鉄筋コンクリート管等: 70 mm未満 陶 管: 50 mm未満
	6) 浸 入 水		噴き出ている	流れている	にじんている
	7) 取付け管の突出し		本管内径の 1/2 以上	本管内径の 1/10 以上	本管内径の 1/10 未満
	8) 油 脂 の 付 着		内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	—
	9) 樹 木 根 侵 入		内径の 1/2 以上閉塞	内径の 1/2 未満閉塞	—
	10) モルタル付着		内径の 3 割以上	内径の 1 割以上	内径の 1 割未満

診断ランク

A（重度）：機能低下、異常が著しい
B（中度）：機能低下、異常が少ない
C（軽度）：機能低下、異常が殆どない

a（重度）：劣化、異常が進んでいる
b（中度）：中程度の劣化、異常がある
c（軽度）：劣化、異常の程度は低い



↑ 全部で 10項目の内容を調査、診断し、重度～軽度または、異常無しの 4段階で評価する。

図1 緊急度判定手順

(1) 老朽化対策（ストックマネジメント計画） 3 / 3

○ 改築工事の進捗率は下図のとおり

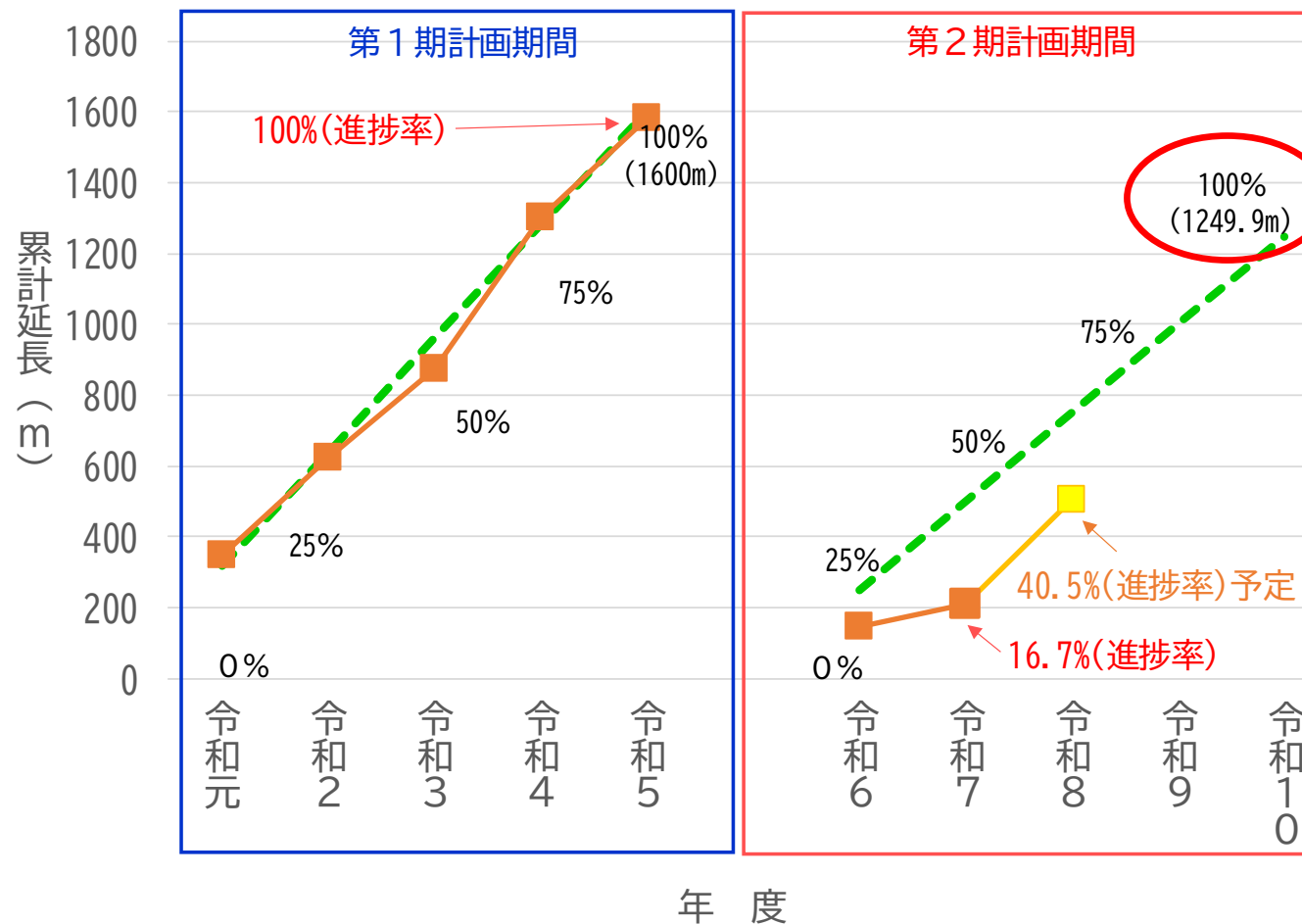


図2 下水道管改築工事の進捗率

--- 計画延長 (累計)
 —■— 実績延長 (累計)
 % 計画進捗率
 黒字：計画
 赤字：実績

計画延長を変更
 (当初) 1,811.0m
 ↓
 (1変) 1,249.9m

表4 計画値と実績値(第2期計画期間)

年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
計画値 (累計延長) 単位:m	249.9 (249.9)	250.0 (499.9)	250.0 (749.9)	250.0 (999.9)	250.0 (1,249.9)
実績値 (累計延長) 単位:m	145.7 (145.7)	63.4 (209.1)	296.5 (505.6)		
進捗率 単位:%	11.7	16.7	40.5 (予定)		

- 令和7年度(令和8年3月)に第1回計画変更(1変)を行った。
→一部の対象管渠を、補修対応(計画外)へ変更
- 令和8年度の進捗率は、40.5%になる見込み。
- 5年計画の3年目のため、計画進捗率60%に対して、遅延している。
- 国交付金の内示率の低下及び近年の物価上昇により、工事費事態も高騰している。

(2) 地震対策（下水道総合地震対策計画） 1 / 2

[概要] 本市の重要な幹線（汚水：L=40.7km）を対象に耐震診断を実施し、耐震性の不足する箇所の耐震化工事を実施。

- ・重要な幹線とは…幹線管渠、緊急輸送路下部の管路、防災拠点からの排水を受ける管路など。
- ・耐震化の対象…耐震診断結果より、マンホールの耐震化工事を実施。
- ・5カ年を実施計画期間とし、15年（短期、中期、長期計画）で計画的に耐震化工事を実施中。

☑令和7年度 耐震診断の内容を計画へ反映しました

・耐震診断延長 L = 2,441m

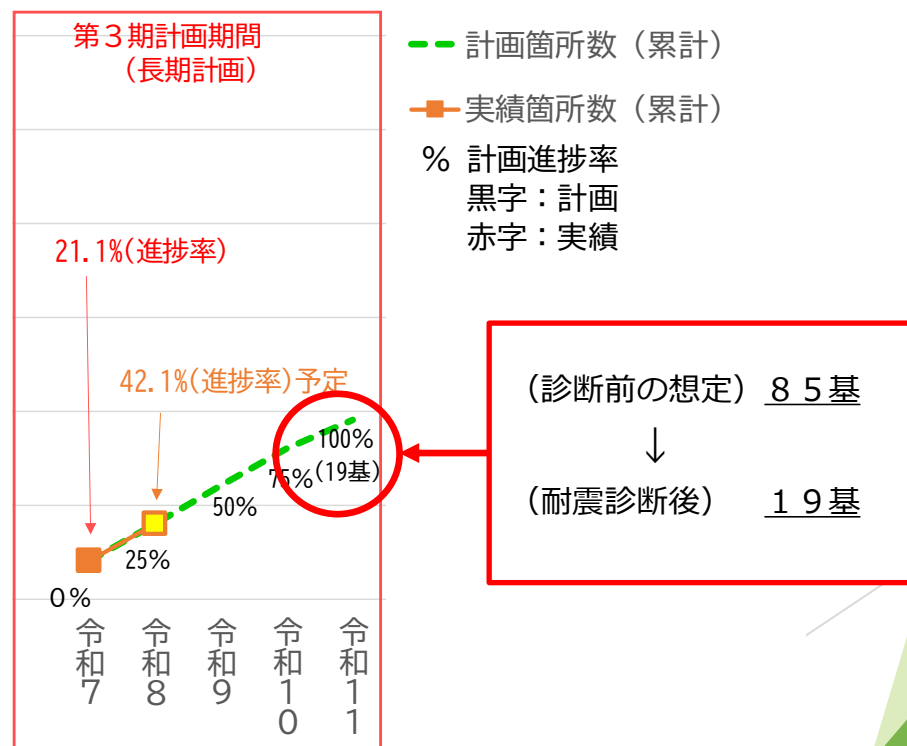
・耐震診断結果

管渠 → 耐震性能あり

マンホール → 耐震性能不足 1箇所
(計画へ反映し耐震化工事を行う)



耐震性不足のマンホール内部



マンホール耐震化工事の進捗率 (図3の拡大図)

(2) 地震対策（下水道総合地震対策計画） 2/2

○ マンホール耐震化工事の進捗率は下図のとおり

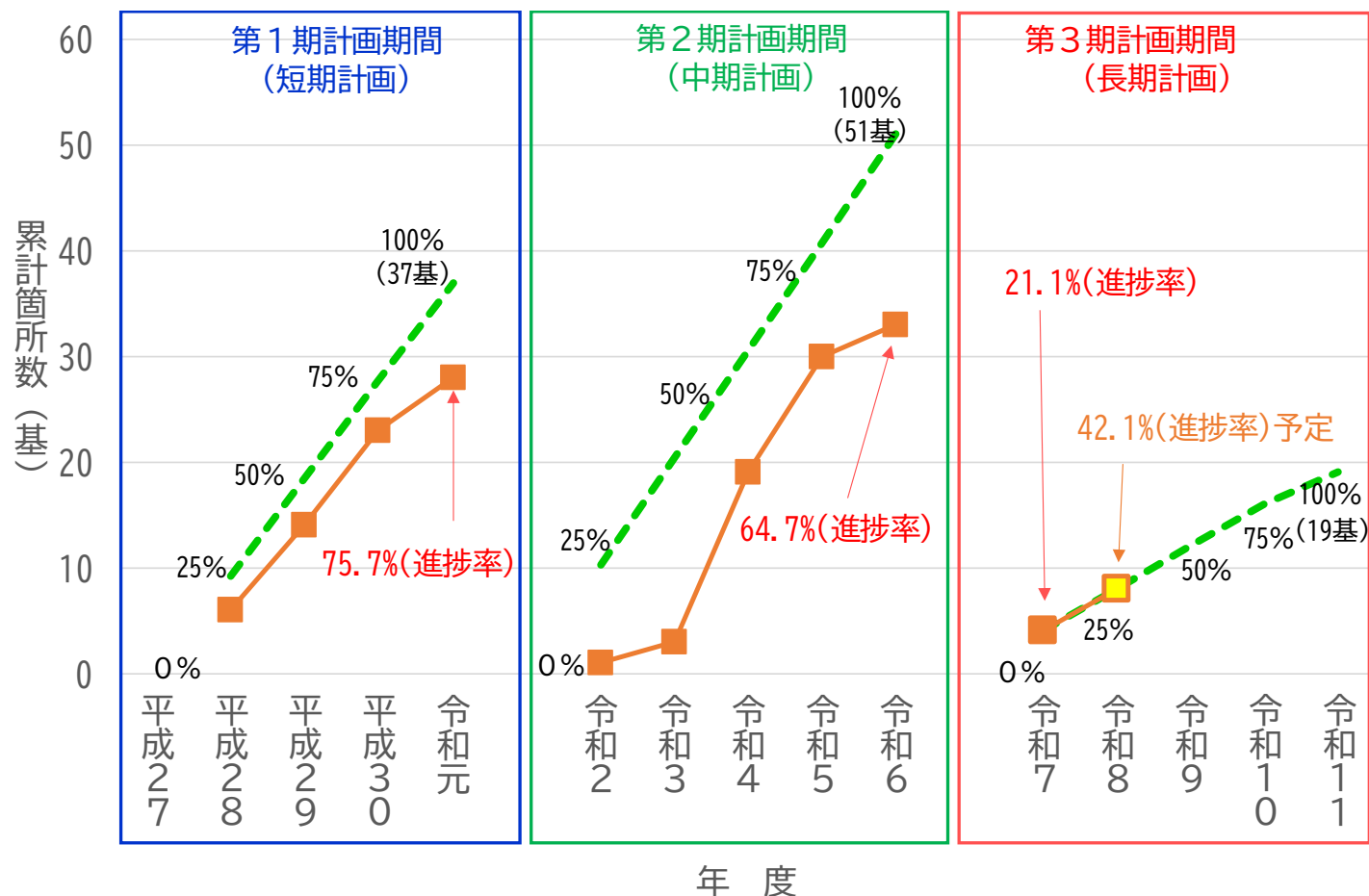


図3 マンホール耐震化工事の進捗率

--- 計画箇所数（累計）
 ■ 実績箇所数（累計）
 % 計画進捗率
 黒字：計画
 赤字：実績



表5 計画値と実績値

年度	令和6 (第2期までの実績)	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画値 (累計箇所数) 単位:基	51	4 (4)	4 (8)	4 (12)	4 (16)	3 (19)
実績値 (累計箇所数) 単位:基	33	4 (4)	4 (8)			
進捗率 単位:%	64.7	21.1	42.1 (予定)			

- ・令和7年度耐震診断結果の反映により、進捗率は概ね計画通りとなった。
- ・今後も継続して進めていく。

(3) 浸水対策（三津屋川（雨水）幹線改築工事計画）

[概要] 供用開始から50年以上が経過しており、老朽化が顕著にみられる三津屋川幹線の改築工事。（下水道ストックマネジメント計画）

現在施工中の断面は、幅4.0m×2.5m

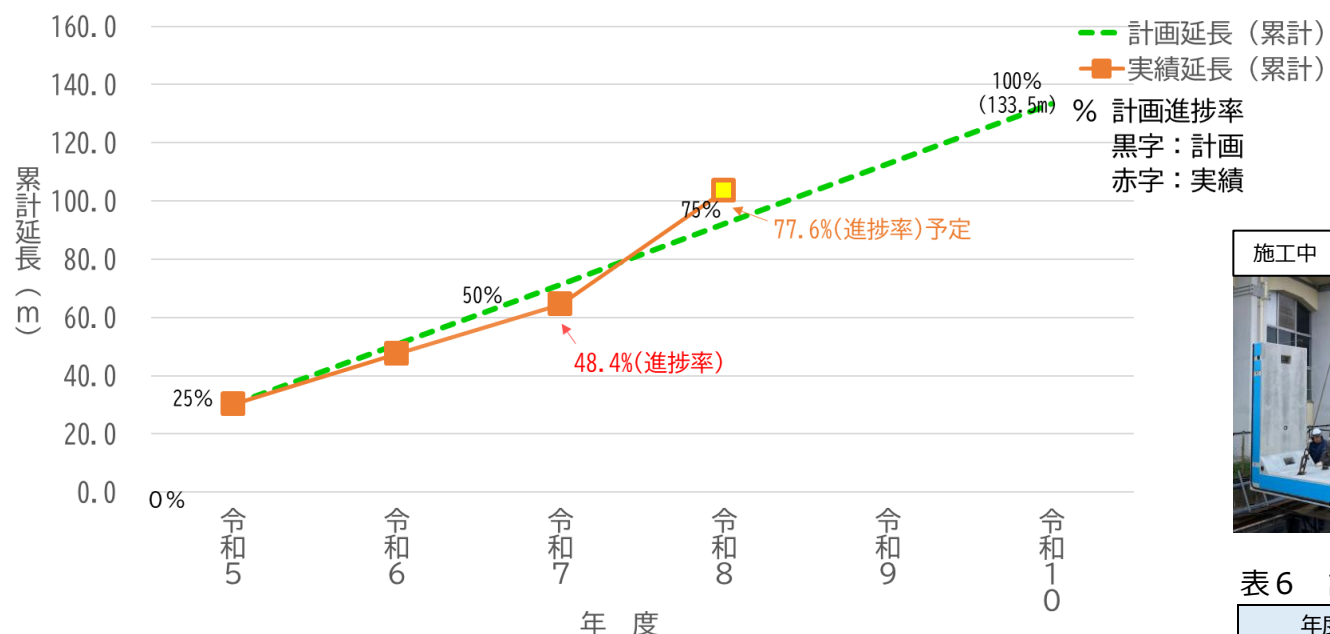


図4 三津屋川幹線改築工事の進捗率

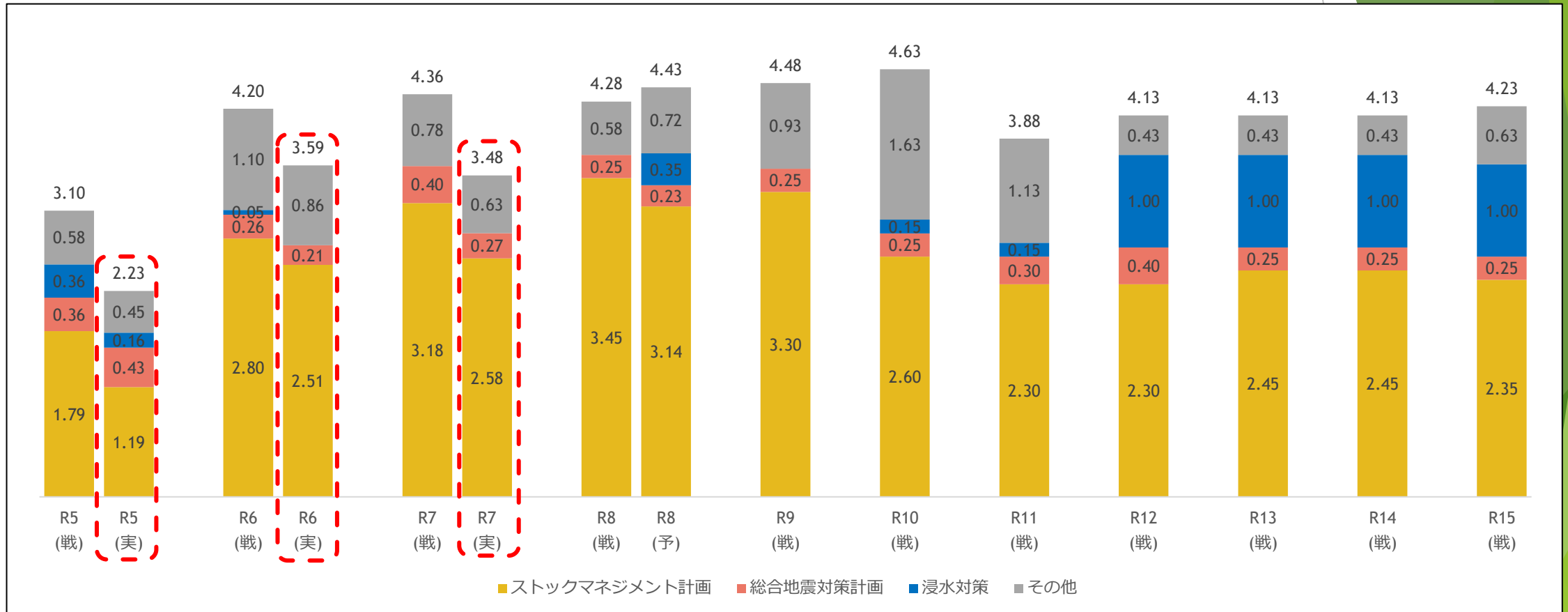
- 進捗率は、令和7年度発注工事で、48.4%。
6年計画の3年目のため、計画進捗率50%に対して、概ね計画通り。
- 令和8年度発注での進捗率は、77.6%と計画進捗率66.7%を若干上回る見込み。



表6 計画値と実績値

年度	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10
計画値 (累計延長) 単位:m	30.2 (30.2)	20.6 (50.8)	20.6 (71.4)	20.7 (92.1)	20.7 (112.8)	20.7 (133.5)
実績値 (累計延長) 単位:m	30.2 (30.2)	17.3 (47.5)	17.1 (64.6)	39.0 (103.6)		
進捗率 単位:%	22.6	35.5	48.4	77.6 (予定)		
備考	※年度は、発注年度(債務工事)					

【今後の事業計画について】



※三津屋川（雨水）幹線改築工事についてはストックマネジメント計画に含まれる。

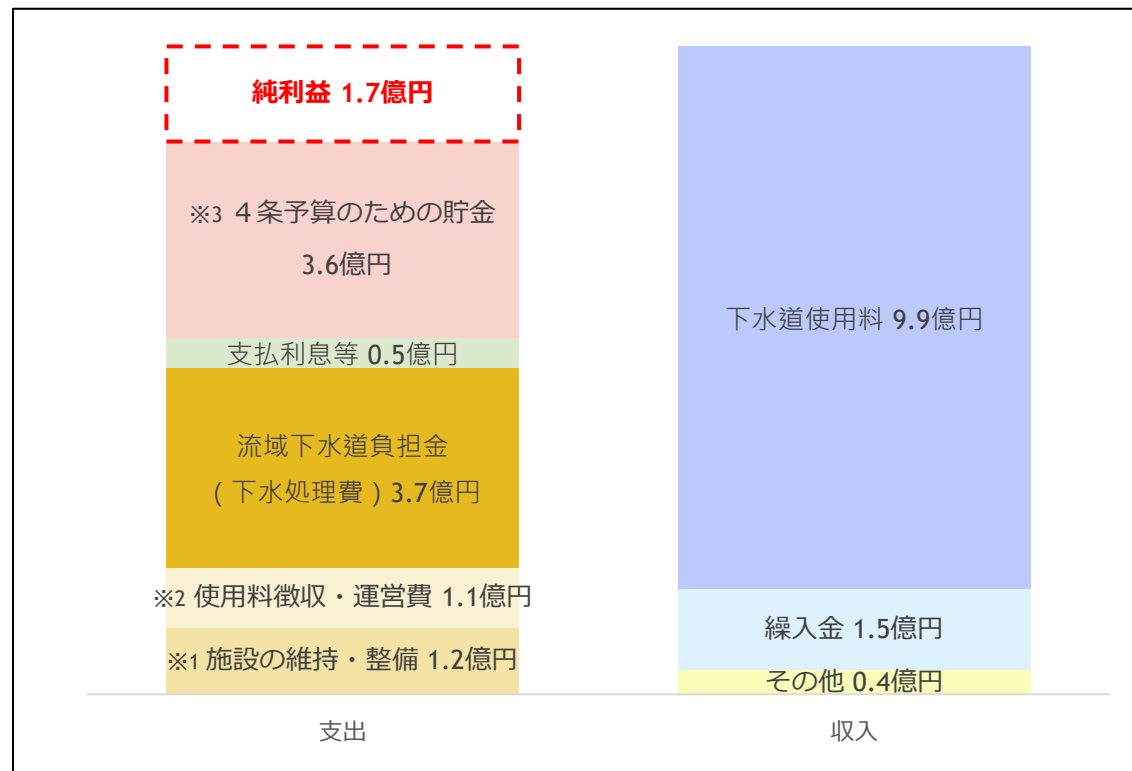
※「その他」には、ポンプ場施設改良工事、各計画変更事業、柵設置工事、路面復旧工事等が含まれる。 9

(4) 経営の健全化

【令和7年度決算について】

● 3条予算（収益的収支）

下水道事業の『毎日の運営』と、未来への『資金確保』を目的とした収支。



【3条収支の総括】⇒『毎日の運営』をしながら、いくら『貯金』できたか。

積立貯金 = **3.6億円** ⇒ 会計上貯金できた額（経営戦略3.6億円）

純利益 = **1.7億円** ⇒ R7の利益（経営戦略1.1億円）

R7の3条収支で**貯金できた総額** = 3.6億円 + 1.7億円 = **5.3億円**（経営戦略4.7億円）

● 注記...簡略化のため表記を変更しています。

※1 施設の維持・整備 = 管きよ費、ポンプ場費

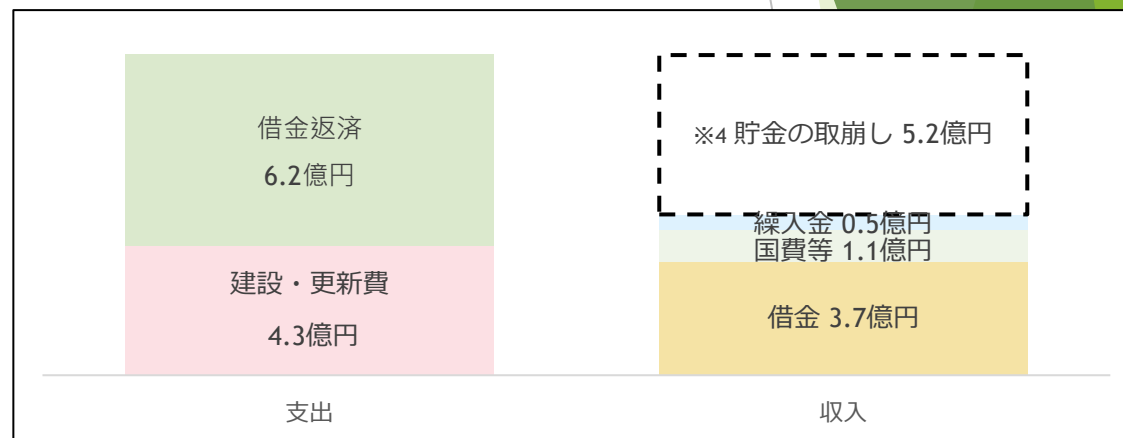
※2 使用料徴収・運営費 = 業務費、総係費

※3 4条予算のための貯金 = 減価償却費 - 長期前受金戻入（補填財源）

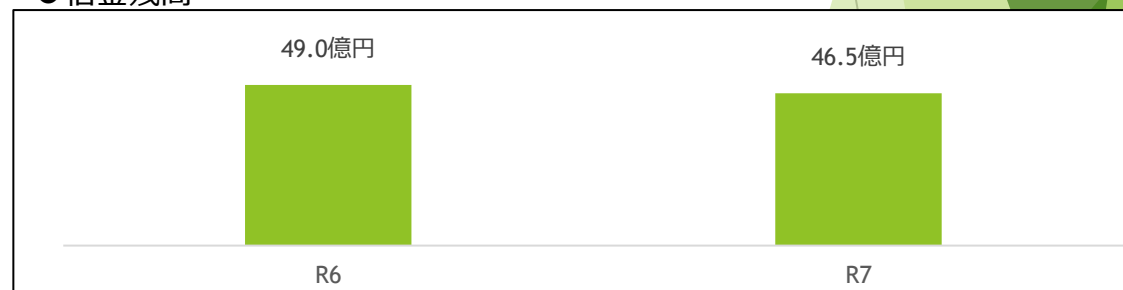
※4 貯金の取崩し = 補填財源

● 4条予算（資本的収支）

将来への『インフラ投資』と、持続可能な『債務管理』を目的とした収支。



● 借金残高



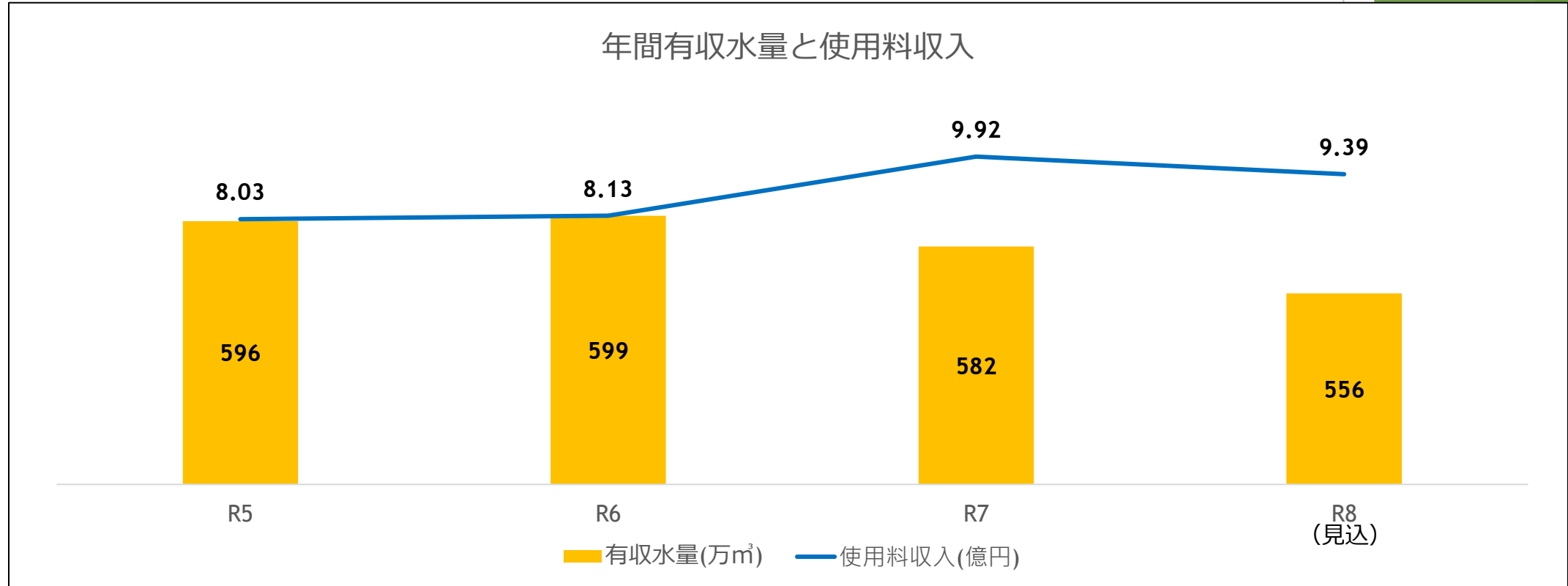
【4条収支の総括】⇒『インフラ投資』をしながら、『債務整理』はできたか。

インフラ投資（人件費等含む） ⇄ **4.3億円**（経営戦略5.3億円）

借金残高 ⇄ **49.0億円** ⇒ **46.5億円**（経営戦略47.8億円） **（2.5億円の残高減）**

貯金の取崩し ⇄ **5.2億円**（経営戦略5.5億円）

【下水道使用料収入について】



<令和7年度実績について>

- ・ 有収水量
(予算) 5,873,000 m^3 (決算) 5,823,393 m^3 (決算/予算比) 99.15%
- ・ 下水道使用料収入
(予算) 997,715,000円 (決算) 992,423,382円 (決算/予算比) 99.47%



当初想定内の水量と使用料収入

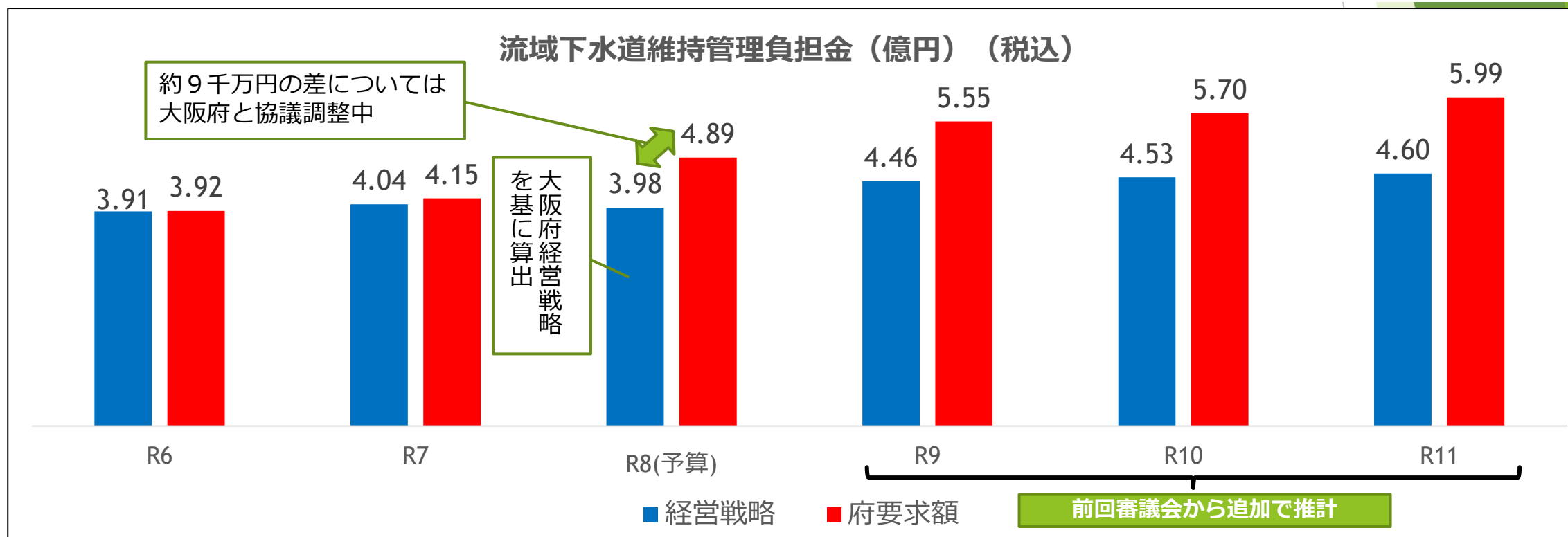
流域下水道維持管理負担金について

【流域下水道維持管理負担金とは】

家庭などから出た汚水は市の下水道管を流れて、大阪府が管理、運営する水みらいセンター（下水処理場）で処理されます。その維持管理費用については、構成市町村から負担金として大阪府に支払っています。**この負担金については、汚水処理に係る費用になるので、使用者負担の原則から、市民の方々の負担となります。R9以降も負担金の増額が見込まれており、さらなる負担増になることが予想されます。**

【経営戦略及び下水道使用料改定算定数値とのズレ】

本市では、大阪府が策定した経営戦略（令和5年度改定版）の流域下水道維持管理負担金を基に、下水道使用料の改定率を算出し、本市の経営戦略を見直しています。しかし、大阪府の計画は人件費及び物価の高騰を理由に毎年、負担額が増える内容に修正されており、その影響で本市の経営状況にも大きな影響が生じています。この経営戦略からの増加額については、引き続き大阪府と協議調整中です。



※このページ以降の指標は流域下水道維持管理負担金を大阪府要求額で予算計上した場合の数値

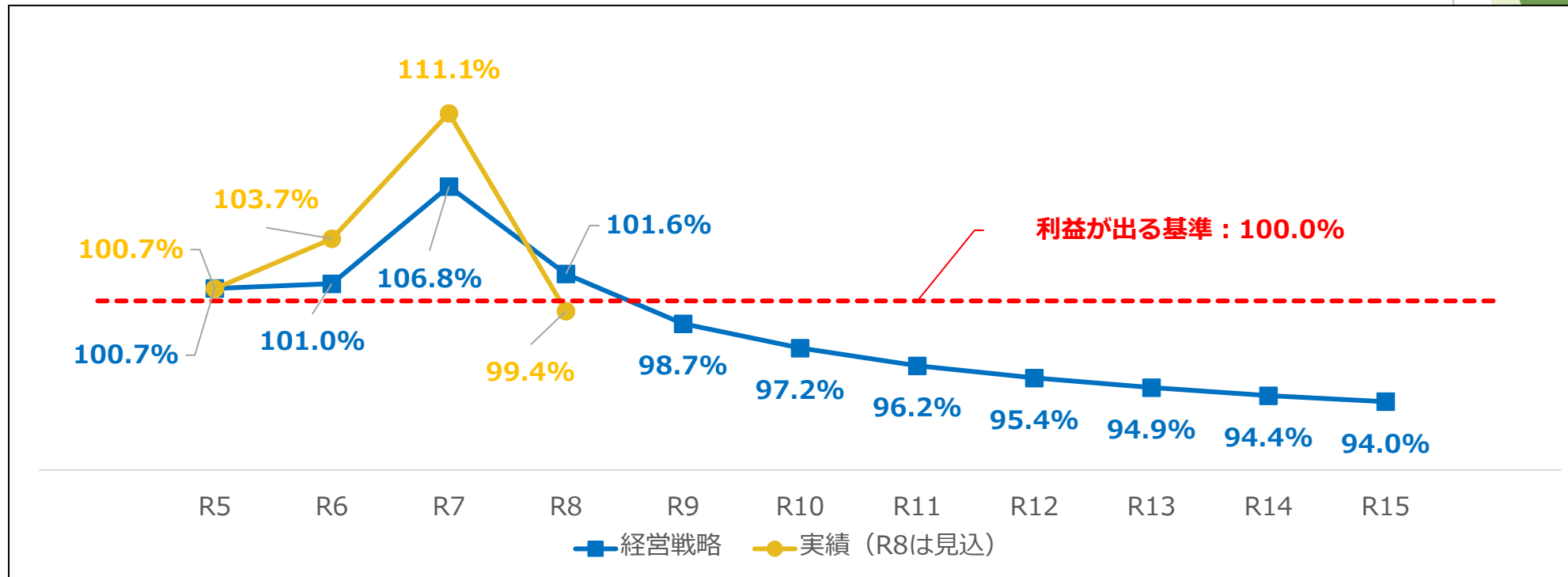
【経常収支比率（％）】

<計算式>

経常収益÷経常費用 ×100

<指標の意味>

単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。



【経費回収率（％）】

<計算式>

下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分除く）×100

<指標の意味>

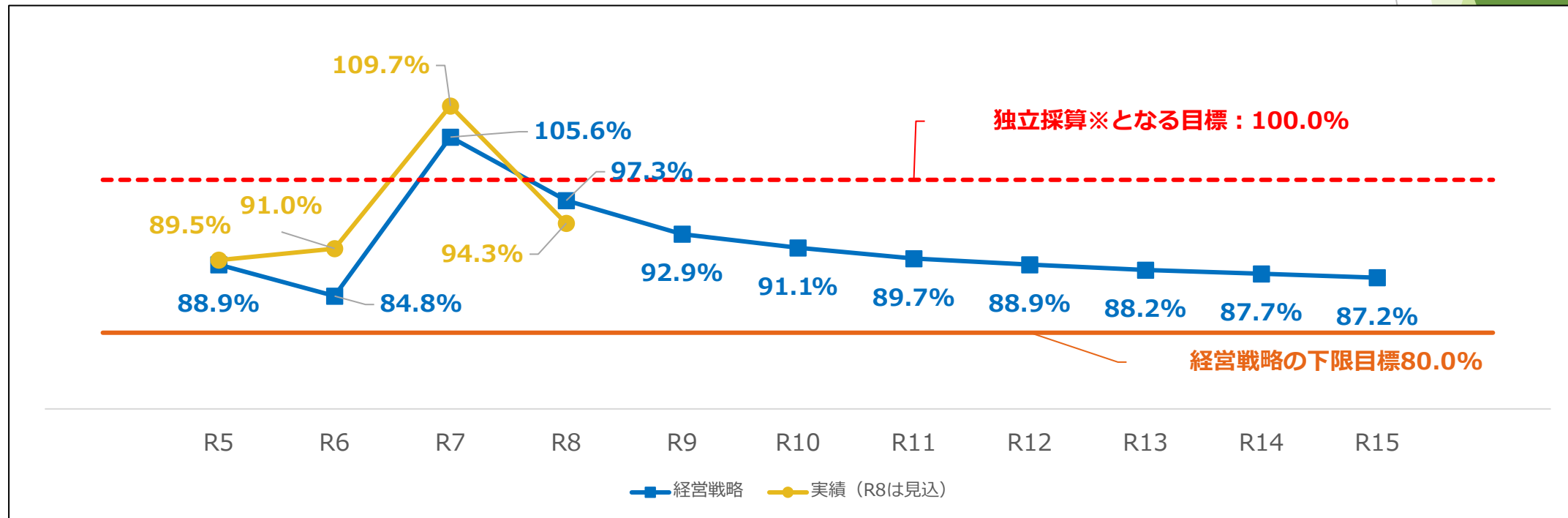
汚水処理に係る経費を下水道使用料収入でどれだけまかなえているかを示す指標。100%を下回っているということは、一般会計繰入金に依存した経営状況を表す。

※独立採算について

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算制の原則が適用される。

※経営戦略の下限目標について

経費回収率が80%を下回ると、国からの社会資本整備総合交付金が交付されない可能性がある。



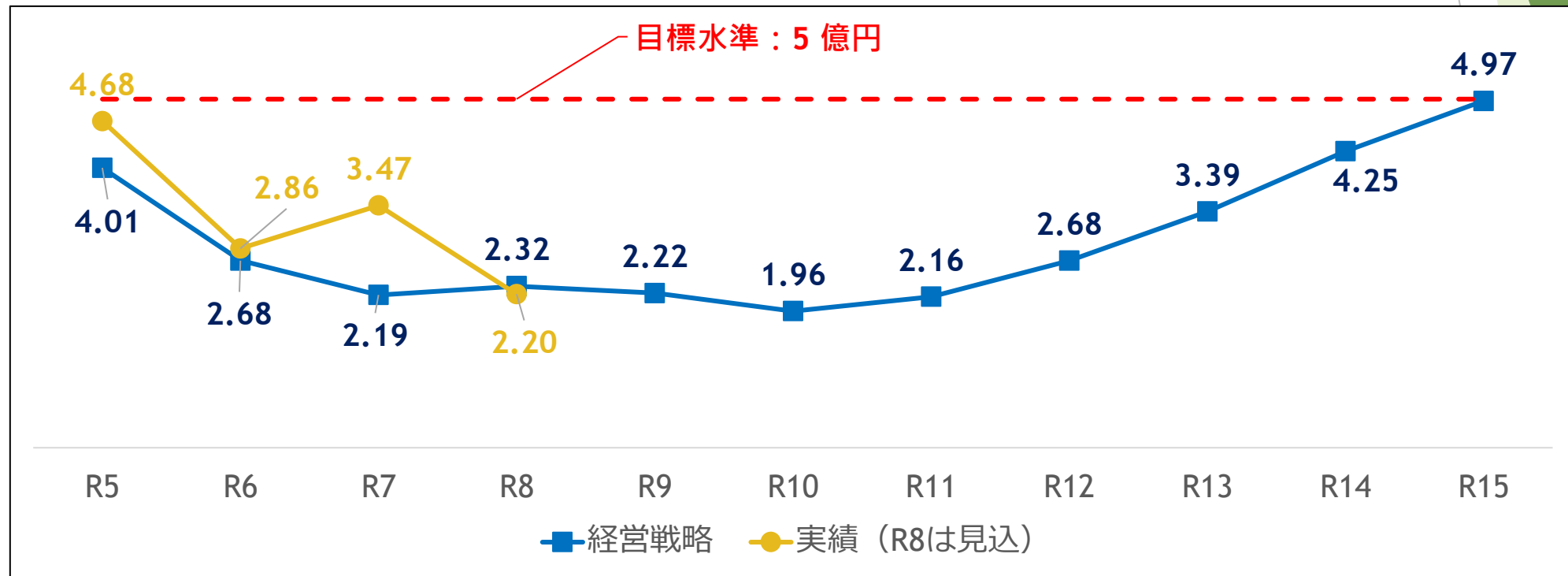
【現金預金残高（億円）】

●現金預金残高について

令和15年度末残高の目標残高は5億円。

＜目標水準＞

- ・年度使用料収入の半年分相当。
- ・年度の建設改良費相当。



【一般会計繰入金】

●繰入金について

下水道事業は污水处理費については下水道使用料で賄い、雨水処理費等については公費（税金）で賄うべきものとされている。

➡雨水公費污水私費の原則

公費は総務省が定める繰出基準（**基準内繰入**）に基づいて、一般会計繰入金（財源は税金）として下水道事業に充てられるが、それだけでは経営が成り立たない場合、**基準外繰入**が充てられている。基準外繰入が多いと教育や福祉等の本来の市の行政サービスの財源が少なくなる。

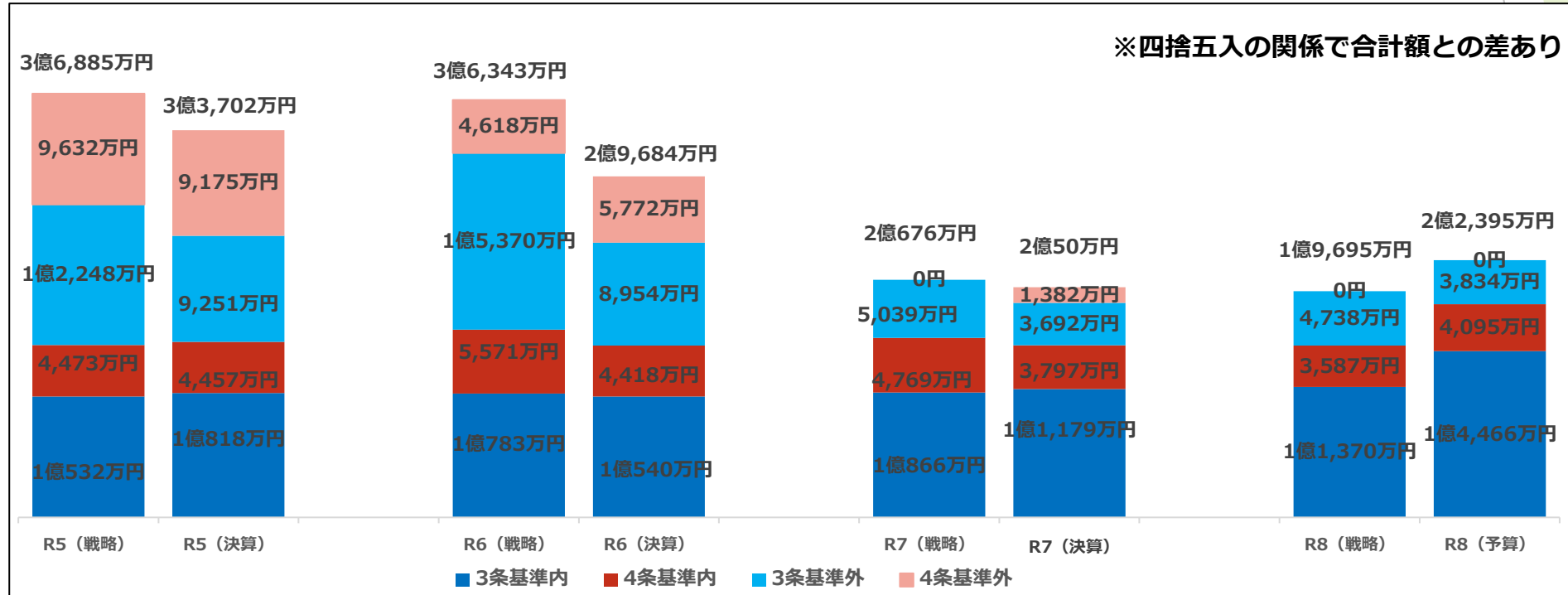
※3条（予算）と4条（予算）とは

公営企業は3条予算と4条予算の2本立てになっており、2つの予算の収支バランスを検討する必要がある。

（3条予算でお金を貯めて、4条予算に充てる。）

3条予算 ➡ 日々の事業活動の損益を表すもの。

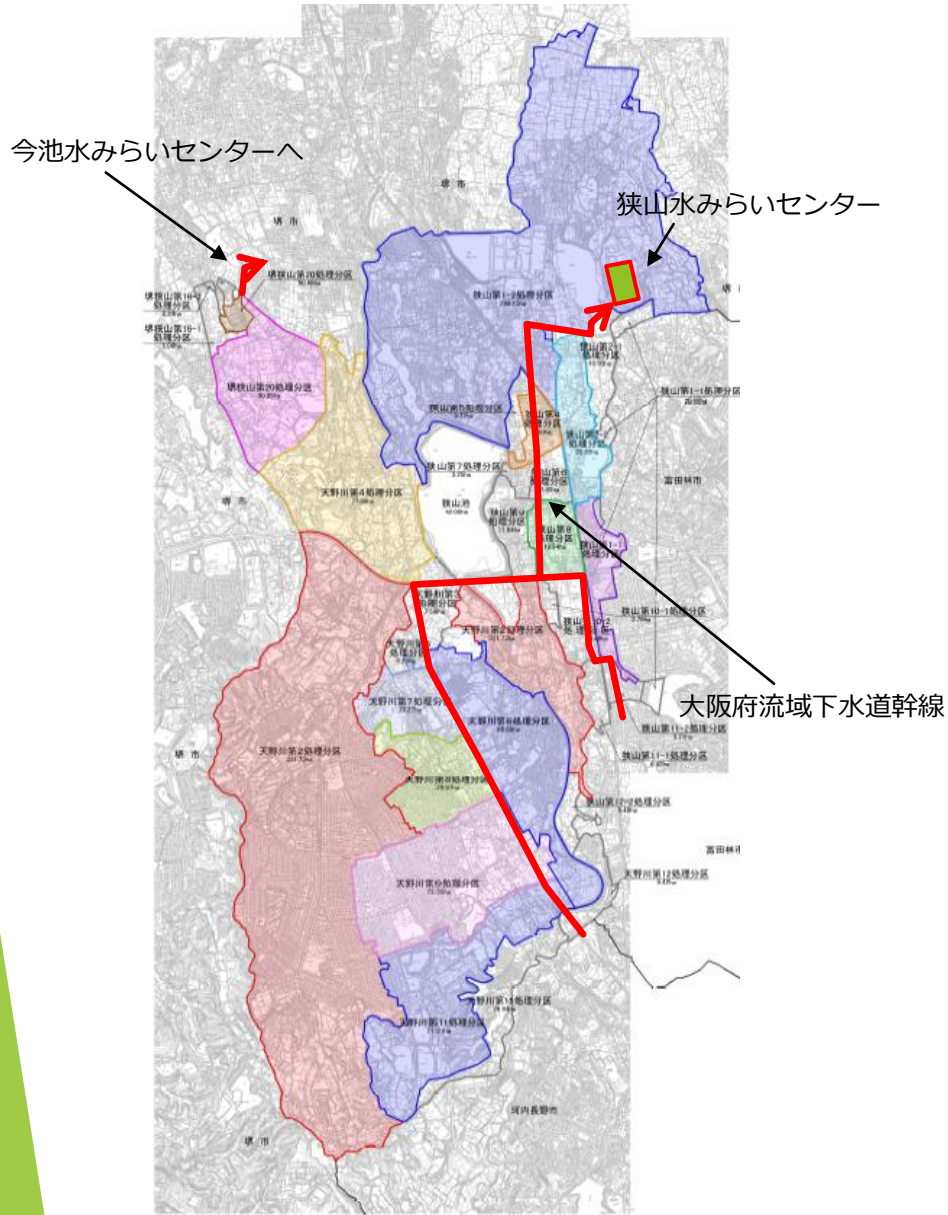
4条予算 ➡ 将来の事業活動を支えるための投資を表すもの。



2. その他

(1) 大阪狭山市雨天時浸入水対策計画について

(1) 大阪狭山市雨天時浸入水対策計画について



- ・令和8年3月策定
- ・雨天時浸入水率は、処理分区により0.60%～13.90%
(平均雨天時浸入水率は、2.02%)
- ・計画期間は、2026年度～2045年(20年間)
中間期日にて、検証を予定

【実施計画内容】

- ☑ ストックマネジメント計画(老朽化対策)に合わせて実施
 - ・管路調査 L = 約 10 km/年
 - ・改築工事 L = 約 350 m/年
(特に、浸入水ありの判定箇所は、優先順位を上げて実施)
 - ・旧式の蓋は、蓋変え工事、ゴム栓による蓋を実施
(現地パトロールにより確認)
- ☑ 排水設備
 - ・啓発ならびに、原因判明時は、改築修繕等の対応を依頼する。
- ☑ スクリーニング調査、詳細調査の実施
 - ・当面の予定は、範囲の絞り込み
 - ・中ブロック(20ha程度)→小ブロック(5ha程度)と順次、雨天時浸入水の多いエリアの絞り込みを行っていく